

TATEBAYASHI SHINKIN BANK REPORT



たてしん 2012



 館林信用金庫

たてしん2012は信用金庫法第89条により作成したディスクロージャー資料です。

ごあいさつ



初夏の季節を迎え会員の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

ここに第67期決算のご報告を申し上げるにあたり、日頃の格別なるご支援、ご愛顧に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、国内においては東日本大震災による福島第一原発の事故対応、そして海外ではタイ国の水害、ギリシャに始まる欧州債務問題等、多種多難な年でありました。

そして、これらの問題は経済にも大きな影響をおよぼしました。サプライチェーンの寸断、電力不足、円高に加えてのユーロ安等、景気の下押し圧力が強まり、とりわけ私ども信用金庫の主要な取引先である中小企業は、ほぼすべての業種で受注や売り上げの減少を余儀なくされました。

このような経済下のもと、当金庫は地域金融および中小企業金融の専門機関として、収益力の強化・リスク管理の強化・コンプライアンス態勢の強化を図り、役職員一体となり営業活動を展開してまいりました。

その結果、24年3月末で預金残高は112,892百万円となり前期比1,680百万円、1.51%増加しましたが、貸出金残高は資金需要の低迷により62,933百万円、前期比▲1,212百万円、1.89%減少となりました。

損益につきましては、当期は与信費用の増加および資金利益の減少等により業務純益は259百万円となり、当期利益は101百万円となりました。

また、自己資本比率は対前期比▲0.13ポイントの12.44%となりましたが、依然経営の健全性については揺るぎのないものになっています。

本年も、依然として厳しい経済状況ではありますが、震災の復興需要や自動車のエコカー減税の延長・補助金の復活等を好機としてとらえ積極的な取引支援と貸出金増強を図り、収益確保・お客様満足度向上の取り組みを進め、お客様から愛され、期待される金融機関になるため役職員一丸となり営業努力を行っていく所存であります。

今後とも、より一層のご支援とご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

平成24年6月

館 林 信 用 金 庫

理 事 長 早 川 茂

館林信用金庫と地域社会 ～地元とともに～

当金庫の地域経済活性化への取り組みについて

当金庫は、群馬県館林市、太田市、桐生市(旧 新里村、黒保根村を除く)、邑楽郡、栃木県佐野市(旧 田沼町、葛生町を除く)、足利市、栃木市(旧 栃木市・大平町・都賀町を除く)及び埼玉県加須市(旧 加須市・騎西町・大利根町を除く)を事業地域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互援助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

1 預金積金に関する事項 (地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域のお客様の資金づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発や金融サービスの向上に努めております。

平成23年6月1日より寄附金付定期積金「たてしん震災復興支援定期積金」を募集総額10億円販売し、東日本大震災にかかる復興支援に取組みました。また、平成23年11月21日より平成23年12月30日まで明るい話題の提供と個人預金の増強を図るため、生活応援キャンペーンとして昨年に続き募集総額10億円の「懸賞品付定期預金ハッピーライフⅢ」を発売しました。懸賞品に「魚沼産こしひかり」を提供し、好評裏に販売することが出来ました。

預金積金残高

112,892百万円



お客様／会員

預金積金
出資金

会員数
12,116名

出資金残高
199百万円

※計数は平成24年3月末現在

館林信

7 体制について
常勤役員数

153人
(パートを除く、嘱託を含む)

4 貸出以外の運用に関する事項

余資運用残高は前年同期比2,306百万円増加しました。余資のうち有価証券は20百万円減少しましたが、価格変動リスク、金利リスク等を考慮した慎重な運用を行いました。有価証券の期末残高は18,912百万円、預け金は前年同期比2,327百万円増加して36,006百万円となりました。

余資運用残高

54,919百万円

※余資とは有価証券、預け金のことをいう

5 今期決算に関する事項

預金については平残、末残ともに増加しましたが、貸出金は資金需要の低下等により平残、末残ともに減少となりました。損益面においては、資金運用収益全体では運用資金量は増加しましたが、金利低下により収益は前年同期比6.93%減少しました。また、今年度は与信費用の増加により業務純益は前年同期比37.11%減少の259百万円、当期純利益は101百万円の計上となりました。

2 貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客様からお預かりいただいた預金積金は、お客様の様々な資金ニーズにお応えし、円滑な資金供給を行うことで地域社会に還元しており、営業地域内の中小企業を中心に設備資金388億円、運転資金241億円を融資しております。

平成23年度についても中小企業者の新規事業者向けに「創業者・再チャレンジ支援資金」「経営サポート資金」等を取扱いしております。個人のお客様には住宅ローン121億円、消費者ローン11億円を融資しております。

貸出金残高

62,933百万円

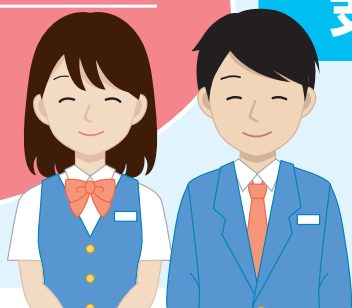
預金積金に占める
貸出金の割合

55.74%

用金庫

店舗数
10店
50ページ参照

貸出金
支援サービス



お客様／会員

6 文化的・社会的貢献活動等に関する事項

- ・6月15日の「信用金庫の日」を記念して共同事業として献血・募金事業をおこないました。
- ・毎年館林市および邑楽郡内で開催される館林まつり・大泉まつり・板倉まつり・邑楽まつりに各地区店舗の役職員が参加し、神輿を担ぎ地域住民との絆を深めております。
- ・平成23年12月4日、館林市・館林商工会議所、館林商店街連合会と協賛して館林プレミアム付消費券、総額3,300万円の入金業務を行いました。また、平成23年11月20日、邑楽町商工会でプレミアム付消費券が5,750万円販売となり当金庫は協賛しました。
- ・平成24年3月11日、18日の両日、「たてしん」を冠にした「たてしん杯争奪邑楽町少年野球6年生大会」をおこない少年の技術向上と選手相互の交流、少年の健全育成に協力しました。今年度(第11回)の参加チームは15組の出場となりました。
- ・平成23年10月7日、役職員並びに近隣の人たちの人命救助の一翼を担うことを目的に「AED」を本店営業部、南支店、大泉支店に設置し、同日マネキンを使用しての心肺蘇生の訓練を実施しました。

3 取引先への支援等（地域との繋がり）

(1)顧客ネットワーク化の取組み

経営者の異業種交流・親睦を図る場として、経済・文化講演会や経営研究等を行う「たてしんビジネススクラブ」を平成元年に発足(現会員数66名)、会員相互の発展と地域繁栄の担い手としてのお手伝いをしております。平成23年度は、11月15日に前高知県知事の橋本大二郎氏を講師に迎え、「地域自立型の国づくり～未来のあるべき国の形」と題し、講演会を開催しました。当日は、たてしん会、たてしんいずみ会、たてしん板倉会、たてしんおうら会、たてしん明和・千代田会の協賛も受け、参加者139名により開催されました。

平成24年2月9日開催の新春懇談会では、信金中央金庫地域・中小企業研究所主任研究員の斎藤大紀氏から「日本経済の現状と展望」と題し講演をいただきました。

(2)経営改善支援先等への支援

経営改善支援対象企業26先を抽出し、財務改善のアドバイス、経費削減等の指導を行い地域金融機関として親身になって対応し、取引先のランクアップを目指した結果、支援対象企業26社では、再生支援の効果が徐々に浸透したことから、2社がランクアップとなりました。

企業理念

当金庫は「地域金融機関」としての認識のもとに独自の役割を担うべく

1. 本業重点地域主義の徹底
2. 健全性確保と強靱な経営体質の構築
3. 市場原理の貫徹と自己責任原則の確立
4. 社会的良識を備えた人材の確保と育成

を目指します。

業績

預金・積金

残高は前期比1,680百万円(1.51%)増加し112,892百万円となりました。流動性預金は44,644百万円となり前期比2,416百万円(5.72%)の増加となりました。定期性預金は68,247百万円となり前期比736百万円(1.06%)減少となりました。預金者別では個人預金が1,059百万円(1.19%)増加、法人預金965百万円(6.97%)増加、公金預金327百万円(3.82%)減少となり個人預金、法人預金が堅調に増加しました。

貸出金

残高は前期比1,212百万円(▲1.89%)減少し62,933百万円となりました。期中平残は前期比677百万円(▲1.08%)減少の61,743百万円となりました。業種別残高では、前期比個人0.07%減少、製造業0.73%増加、建設業0.15%増加、不動産業0.15%減少、サービス業0.57%減少、地公体0.53%減少となりました。政府の緊急経済対策として平成22年2月にスタートした「景気対応緊急保証」は、各営業店で積極的に取扱い、平成24年3月末で合計2,090百万円を取扱いしました。

預かり資産等

資産運用の多様化に対応し個人向け国債や定額年金保険、投資信託をご提案させていただいております。平成23年度販売実績では、個人向け国債は560百万円となり計画比110百万円、定額年金保険は344百万円で計画比▲156百万円、投資信託は0.04百万円で計画比▲69.96百万円でした。

また、平成24年2月よりアフラックの終身保険「WAYS」の販売を開始し、38百万円獲得していますが今後も推進していく予定です。

損益状況

経常収益においては、その他業務収益は増加しましたが資金運用収益の減少により前期比53百万円減少、また、経常費用は預金利回りの低下により預金利息負担は減少しましたが、与信費用の増加により前期比35百万円増加し、経常利益104百万円、業務純益259百万円、当期利益101百万円の計上となりました。

概要

(平成24年3月末現在)

- | | | | |
|------|---------------|-------|-----------------------|
| ・名称 | 館林信用金庫 | ・出資金 | 199百万円 |
| ・所在地 | 館林市本町一丁目6番32号 | ・預金量 | 112,892百万円 |
| ・電話 | 0276-72-5511 | ・貸出金 | 62,933百万円 |
| ・創業 | 大正15年6月23日 | ・役職員数 | 153人 |
| ・理事長 | 早川 茂 | ・店舗数 | 10店舗(館林市内5店舗、邑楽郡内5店舗) |

地区一覧

群馬県

館林市、太田市、桐生市(旧 新里村、黒保根村を除く) 邑楽郡

栃木県

佐野市(旧 田沼町、葛生町を除く)
足利市、栃木市(旧 栃木市・大平町・都賀町を除く)

埼玉県

加須市(旧 加須市・騎西町・大利根町を除く)

当金庫が対処すべき課題

- ・コンプライアンス態勢と顧客保護等管理態勢の充実
コンプライアンス態勢については、経営の最重要課題の一つと位置付け「コンプライアンス基本方針」を制定し、役職員のコンプライアンスに関する認識強化を図っております。
顧客保護等管理態勢については、「顧客保護等管理方針」を制定し、お客様の利便向上のために業務の適切性の確保を図っております。
- ・統合的リスク管理態勢の確立
統合的リスク管理態勢については、「リスク管理基本方針」を制定し、各種業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正確に把握のうえ、金融情勢の変化に対応できるようリスクを統合的に管理することによって、経営の健全性の確保と収益性の向上を図っております。

コンプライアンス（法令等の遵守）について

- ・現在、金融機関においては、高い倫理観と法令遵守がこれまで以上に必要とされております。事故や事件、トラブル等の未然防止を図り「信頼」「信用」を確固たるものとするため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることがコンプライアンスです。
- ・当金庫は、コンプライアンス組織体制を確立し法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、実践に係る基本方針を策定し全役職員に内容の周知徹底を図りコンプライアンス実現に向け鋭意努力しております。
- ・管理体制はコンプライアンス統括部署をリスク管理部と定め、各部部长で組織する「コンプライアンス委員会」を運営しております。本部各部は年度当初にコンプライアンス・プログラムを策定し、「コンプライアンス委員会」において進捗状況の一元的な報告・管理を行ない理事会等へ対して定期的な報告を行なっています。また、本部各部及び営業店にコンプライアンス責任者及び担当者を配置し、定期的に「コンプライアンス・チェックリスト」により点検を行い、再度リスク管理部が検証を行っております。
- ・コンプライアンスを実現するための具体的な手引書「コンプライアンス・マニュアル」及び冊子「事例に学ぶ、信用金庫職員のコンプライアンス」を全役職員に配布し、コンプライアンスに対する認識強化に努めています。
- ・法令違反の未然防止と遵法精神を高めることを目的として、支店長（本部は副部長）以下全員に対し、「コンプライアンス実践項目チェック表」により、各項目について点検を行わせ、その結果の適切性をリスク管理部が検証しております。
- ・反社会的勢力排除に対する取り組みとしては、「反社会的勢力に対する基本方針」を掲げ金庫全体でこれに取り組み、断固として反社会的勢力との関係を遮断しております。今後もコンプライアンスの一層の充実を図るため、的確に法務関連の情報を掌握するとともに研修体制を強化し役職員全員が法令等や社会的規範遵守に努力していく方針です。

リスク管理体制について

金融の自由化や国際化の進展等に伴い金融機関をとりまく各種リスクは益々複雑化・多様化しております。このような金融情勢のもと、当金庫は「地元と共に」をモットーに地域貢献を行い地元との共存共栄を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。

当金庫は「内部管理基本方針」のもと、法令等遵守、顧客保護等の徹底並びに各種リスクの正確な把握・管理・運営を行うための基本方針として「リスク管理基本規程」を定めています。また、業務執行に伴い発生する各種リスクを統合的に管理する必要性から実効性の手続きを定めた「統合的リスク管理規程」を設けております。これにより当金庫の各種リスクを正確に把握し個別の方法で質的・量的に評価したうえで経営体力（自己資本）と対照することによって統合的なリスク管理機能の実効性を確保しています。

1) 信用リスク管理

信用リスクとは貸出先の財務状況悪化等により貸出金が回収不能となり当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するため、審査管理部門を営業推進部門と分離した体制をとっており、貸出先に対しても信用格付に応じた適切な与信管理を行っております。また内部研修の実施、外部研修への派遣、融資部による営業店への臨店指導等、常に職員の審査管理能力向上にも努めております。

2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の市場価格の変動により、保有する資産の価値が変動することで損失を被るリスクのことです。

市場リスクに対しては、資産・負債の総合管理を行うALM委員会で金融機関業務に伴う金利変動リスク・為替リスクなどの適切な管理を実施しております。

3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。

流動性リスクについては、支払準備金を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制を整えております。

4) オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のオペレーショナルリスク」の三つに大きく分類され、「その他のオペレーショナルリスク」はさらに「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」等に分類されます。

事務リスクとは事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。当金庫ではリスク管理部を中心とした本部各部が営業店に対して適切な事務指導を行っているほか、監査部が定期的に臨店監査を実施するとともに営業店からの店内検査の月例報告に対する検証を行うことでリスク管理体制をより強固なものとしております。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動、システムの不備等により受けるリスクやシステムの不正使用等による損失のことをいいます。当金庫のオンラインシステムの運用・管理は信金東京共同事務センターが行っており、同センターは災害等の対策としては万全なバックアップ体制を整備しております。

金融円滑化の体制について

金融円滑化に向けた当金庫の取組み及び取組状況については当金庫の業務報告やホームページ (<http://www.shinkin.co.jp/tateshin/>) で公表しております。

金融ADR制度への対応について

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店・関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

- ・ 館林信用金庫 総務部
- ・ 住所：〒374-8608 館林市本町1丁目6-32
- ・ TEL：0276-72-2565
- ・ 受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）
- ・ FAX：0276-74-4897
- ・ メールアドレス：tateshin-soumu@coda.ocn.ne.jp
- ・ 受付媒体：メール、電話、手紙、面談

＊お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日 時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話・手紙・面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京三弁護士会		
	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時	月～金 （祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 （祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 （祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページをご覧ください。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客さまは、群馬弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

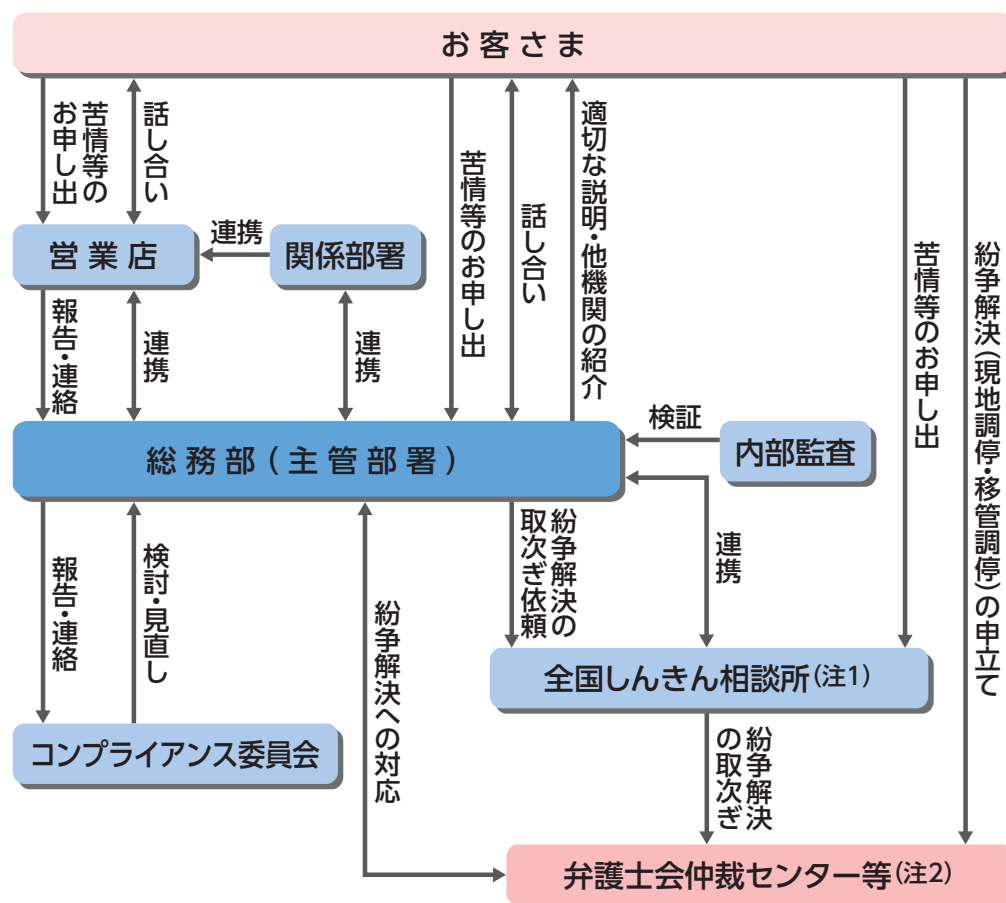
（2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、埼玉弁護士会（埼玉弁護士会）の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および、総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



(注1)

・全国しんきん相談所

(注2) 弁護士会仲裁センター等

・東京弁護士会 紛争解決センター
 ・第一東京弁護士会 仲裁センター
 ・第二東京弁護士会 仲裁センター

・群馬弁護士会 (現地調停)
 ・埼玉弁護士会、仲裁センター等 (移管調停)

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

- ・ 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。
また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・ お客様の個人情報は
 - ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ② 営業店窓口係や渉外係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

- ・ 当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するように努めます。
- ・ お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申し出下さい。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成ために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記のお問い合わせ先までお申し出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。

クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

- ・当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカードの発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる業務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

- ・当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡ください。

【個人情報に関する相談窓口】

館林信用金庫 リスク管理部事務管理課

住 所：〒374-0024 群馬県館林市本町1-6-32

電話番号：0276-72-2564

受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）

F A X : 0276-74-4898

Eメール：tateshin-soumu@coda.ocn.ne.jp